

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成22年3月1日から23年6月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月まで及び22年4月から同年6月までは、標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA法人における22年3月から23年5月までの標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月4日から23年6月1日まで
平成18年1月4日から23年12月30日まで、A法人にB職として勤務したが、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が、当時の給与より低額となっていることに気がついたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成18年1月4日から23年6月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年1月4日から22年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、22年3月1日から23年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間で

あることから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間のうち、平成22年3月1日から23年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において28万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎又は改定の基礎となる21年4月から同年6月まで、及び22年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA法人における当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが妥当である。

- 3 申立期間のうち、平成18年1月4日から22年3月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年5月1日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から19年7月1日までの期間、同年10月1日から20年1月1日までの期間、同年2月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、同年10月1日から同年12月1日までの期間、21年3月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から22年1月1日までの期間について、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、申立期間のうち、平成18年1月4日から22年3月1日までの期間について、上記以外の期間は、申立人は、給与支払明細書等を所持していないことなどから、当該期間の厚生年金保険料控除額等を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鳥取厚生年金 事案558

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から同年10月15日まで
昭和18年4月1日から19年6月14日までC社からD社（昭和19年3月21日にC社から名称変更）に継続して勤務していたのに、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和18年4月1日から19年6月14日までC社からD社に継続して勤務した。」と主張しているが、C社は、20年9月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員の所在等も不明であることから、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、申立人は、「昭和18年4月1日にE市にあったC社に入社後まもなく同社のF事業所に転勤した。」と主張しているが、申立人が一緒にC社に入社した同僚Aの厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同日の18年10月15日であり、当該同僚は、「昭和18年9月*日に発生した地震の時は、C社に入社していなかった。地震の後に入社した。」と供述していることから入社日は同年10月頃と考えられる。さらに、申立人が一緒にF市に転勤したと供述している同僚Bの厚生年金保険被保険者資格取得日は18年12月1日であるが、同日までは別の事業所で厚生年金保険の記録があることから、転勤時期は同年12月以降と考えられる。

加えて、厚生年金手帳記号番号払出簿、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも昭和18年10月15日と記録されており、申立人が同日以前に資格を取得した記録は確認できない。

このほか、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期

間において、C社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。